

登録コード	J5924307	開講年度	2026				
授業科目	法学特別講義*（経済法）					担当教員	島崎 伸夫
英文授業名	Economic Law					副担当	
単位数	2	講義期間	後期	曜日・時限	金曜・1時限 金曜・2時限	対象学年	（20・23カリ対象科目）経：3年
講義室	経法401演習室		授業区分	講義	遠隔授業科目		
信大コンピテンシー	該当						
(1)授業の達成目標	授業で得られる「学位授与の方針」					【授業の達成目標】	
	経法20加						
	経済学または法学が積み上げてきた知識と思考に基づく判断を基礎力として身につけ、それを発揮できる力を身につける。				・経済の基本法である独占禁止法（世界的には競争法と通称される。）の枠組みと考え方を理解し、独占禁止法が我が国の経済、企業取引・企業法務、国民生活・市民生活にどのような影響を与えているかについて説明できるようになる。		
	経法23加（2026改）・応用経済、経法23加・応用経済						
	専門知識を応用・実践する力として、計量的分析手法によるデータ解析を用いたリスクの定量的評価、実験経済学による社会制度の機能の検証、医療や福祉の現場における社会調査の手法を実践した地域の問題発掘、法の経済分析を通じた法制度の効果・影響の検証、などのスキルを習得し、経済の実情に即した政策提言、あるいは企業行動の決定を行うことができる能力を身につける。				・カルテルを代表的な例として、競争事業者間で価格等に関する協議を行うことにより公正かつ自由な競争が阻害される機序や条件等について、経済的な経験則も踏まえた上で理解し、説明できるようになる。		
	環境問題、少子高齢化、自然・経済リスクの管理、コーポレート・ガバナンス等の法制度がかかわる問題などについて、現実に関解決を探る際には、法学、さらには、理学・工学・医学等の関連領域との協力が必要となる。このために、関連する分野の考え方を正しく理解して経済学的分析手法との相違を把握し、経済学の知見を、柔軟にまた建設的に応用できる能力を身につける。				・排除型私的独占のように競争事業者を排除したり、優越的地位の濫用のように取引相手に不利益を与える行為が公正かつ自由な競争に悪影響を与える機序や条件等について、経済的な経験則も踏まえたうえで理解し、説明できるようになる。		
(2)授業で学べる「テーマ」	キャリア						
(3)全学横断特別教育プログラム							
(4)授業の概要	・独占禁止法の基本的な考え方と重要な概念について、事例を基に概説を行った上で、同法の規制内容について、公正取引委員会や企業側の対応を踏まえて概観し、我が国の経済等にいかなる影響を与えているかについての理解を得ることを目的とする。また、競争法に関しては、基本的な考え方は世界的に共通しているということができるものの、それがどのような形で法律上表現されているかは国によって異なるところであり、我が国ではその対応関係がやや複雑であるといえるため、競争法の考え方と独占禁止法の条文との関係も意識したものとする。必要な範囲で、海外の規制や事例についても紹介することとし、関連する法令として、下請法や景品表示法についても概要を説明する。						
(5)授業計画	・計画は変更する可能性があるが、概ね以下を予定している。なお、いずれについても、具体的事例を基に、公正取引委員会や企業側の対応を踏まえ、多面的に捉えた内容とする。 1 競争法の考え方の全体像 2 独占禁止法とその執行の全体像 3 違反要件の構造 4 弊害要件 「一定の取引分野」（市場） 5 弊害要件 「競争の実質的制限」，「公正な競争を阻害するおそれ」 6 弊害要件 「正当な理由」 7 行為要件・規制 「不当な取引制限」（談合，カルテル）～概要，行為要件，弊害要件 8 行為要件・規制 「不当な取引制限」（談合，カルテル）～入札談合，課徴金 9 行為要件・規制 「私的独占」，規制 「不公正な取引方法」～概要，垂直的制限行為 10 行為要件・規制 「私的独占」，規制 「不公正な取引方法」～他者排除行為（前半） 11 行為要件・規制 「私的独占」，規制 「不公正な取引方法」～他者排除行為（後半），抱き合わせ，優越的地位の濫用 12 規制 「企業結合」 13 執行（行政手続，行政訴訟，刑事手続，民事訴訟），国際事件，下請法，景品表示法 14 事例紹介と復習 15 事例紹介と復習、授業アンケート 期末試験						
(6)成績評価の方法	・期末試験による。第3講から第12講までと第14講，第15講を中心に，一般的な知識・理解を問う出題と，具体的な事例の処理を問う出題とする。						
(7)成績評価の基準	・出題に対して独占禁止法の考え方を説明することができれば「水準にある」，独占禁止法の考え方をより説得的に説明することができれば「やや上にある」，一般的な知識・理解と具体的な事例の処理を分けて整理して説明することができれば「かなり上にある」，一般的な知識・理解と具体的な事例の処理を分けて整理し，より説得的に説明することができれば「卓越している」。						
(8)事前事後学習の内容	・授業内で適宜指示する。						
(9)履修上の注意	・独占禁止法は，行政法をベースとしつつ，民事訴訟法・行政事件訴訟法の性質を有する部分や，刑法・刑事訴訟法の性質を有する部分が含まれるため，これらを履修していると役に立つことがあるが，これらを履修していないと理解ができないものではない。						

(10)質問,相談への対応	・ 随時受け付ける。
【教科書】	・ 特に、教科書は指定しない。
【参考書】	・ 授業内で適宜紹介する。